

第五十五回国会 衆議院 内閣委員会 議 録 第二十一号

昭和四十二年六月二十日(火曜日)

午前十時三十八分開議

出席委員

委員長 關谷 勝利君

理事 伊能繁次郎君 理事 塚田 徹君

理事 藤尾 正行君 理事 細田 吉藏君

理事 大出 俊君 理事 山内 広君

理事 赤城 宗徳君 荒松清十郎君

稲葉 修君 内海 英男君

加藤 六月君 桂木 鉄夫君

佐藤 文生君 塩川正十郎君

橋口 隆君 藤波 孝生君

三ツ林弥太郎君 山口 敏夫君

山村新治郎君 稻村 隆一君

武部 文君 橋崎弥之助君

浜田 光人君 山本弥之助君

米内山義一郎君 吉田 之久君

伊藤惣助丸君 山田 太郎君

出席國務大臣

自治 大臣 藤枝 泉介君

國務 大臣 塚原 俊郎君

出席政府委員

總理府恩給局長 矢倉 一郎君

自治大臣官房長 宮澤 弘君

委員外の出席者

専門 員 茨木 純一君

六月十六日

委員伊藤惣助丸君辞任につき、その補欠として渡部一郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員井村重雄君、佐藤文生君、塩谷一夫君、高橋清一郎君、橋口隆君、鈴切康雄君及び渡部一郎君辞任につき、その補欠として山口敏夫君、山村新治郎君、塩川正十郎君、三ツ林弥太郎

君、加藤六月君、山田太郎君及び伊藤惣助丸君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員加藤六月君、塩川正十郎君、三ツ林弥太郎君、山口敏夫君及び山村新治郎君辞任につき、その補欠として橋口隆君、塩谷一夫君、高橋清一郎君、井村重雄君及び佐藤文生君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

自治省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二〇号)
恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出第六四号)

○關谷委員長 これより会議を開きます。

恩給法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、これを許します。大出俊君。

○大出委員 総務長官の時間が十一時半までです。うで、おいでになる間だけ質問しようと思います。

冒頭に一つ承りたいのは、恩給というのは一体何ですか。

○矢倉政府委員 恩給をどういうふうに考えるかという事は、いろいろな考えがあるかと存じますが、これまで政府が一貫してとってきた恩給に対する考え方は、いわゆる公務員として在職した人間の経済的な取得能力の減損を補てんする国の補償制度というふうに考えております。

○大出委員 この現在のかたかな恩給法というのは、ここに書いてあるとおり、大正十二年四月十四日にできたんですね。この恩給法の法体系をずっと見てみると、どうも現在の認識とはだいぶ

かけ離れたものの考え方が方々にあるわけです。ところでこの恩給法というものは、かくのごとく古い法律なんですから、実際には文官と称する方々がほとんどいなくなっているわけですから、軍人恩給のほうは、これは附則になつてい

るわけですからね。そうすると、この恩給法体系というものをこのまま置いておくのですか。

○矢倉政府委員 現在の恩給法が、御承知のように、大体順みてみますと、約八十年の歴史を重ねてきております。したがって、法律の立て方からいいますと、その古い法律が、いろいろな時代的な変遷に伴って、その法律の中にその時代における要請というものがいろいろな形で織り込まれてくるというものは、やむを得ないのではなからうか。したがって、御指摘のとおり、法の形勢的なものとしては通常の法律とかなり違った様相を呈しているのではありません。いまお話しのごとく、文官恩給は約二十三万くらいの数になっており、それに比べれば、軍人恩給はかなり大きな数を示しているのではありません。そういう点、いろいろな経過をたどって恩給法の規定が今日まで至っておりますので、その意味において、法律が現状のよう

な形であることは、一応やむを得ないことではなからうか。なぜならば、それぞれの場合における権利を取得された人たちの既得権尊重の形が、法体系的にはかなりいびつな形になつてきた、かように考えてよろうかと存じます。

○大出委員 文官恩給というのは、パーセンテージからいいますと、現在の恩給該当者の中でのどのくらいのパーセンテージになりますか。

○矢倉政府委員 数でいいますと、約二百九十万の二十三万ということになります。

○大出委員 生存者でまいりますと、四割です。それから遺族の皆さんからいいますと、二・九割というものが文官ですね。そうすると、恩給法

というのは、いまやまさに軍人恩給ですね、主として。本来の恩給法というものの筋からいけば、俗に言われていた復活というふうな話で軍人恩給ができたわけでありませうけれども、このほうは附則です。そうすると、本来のこの法からいくと、全体のうちの遺族関係でいけば二・九割、生存者の中で四割という数字ですね。しかも、これはあとでどのくらい現在の受給者は続くか、あなた方は判断されておるのですか。

○矢倉政府委員 確かにいま御指摘のとおりでして、実は附則にあるのがむしろ恩給受給者の大宗を占めております。それから文官恩給が、御指摘のとおり、パーセンテージでいけば非常に微々たることに相なります。しかしながら、恩給法の出発そのものが、長期に在職した文官あるいは軍人における職業的な軍人としての立場にあらわれた人たちが、こういふ人たちが本来は、出発点においては中心的に考えられたのでありまして、軍人恩給そのものが、数の上では確かに今日大きな数を占めておりますが、恩給的処遇としては、今日では一律的な扱いをしていくという考え方をとっておりますので、法の形式的には本則と附則の形をとっておりますが、運用の実態は変わらなく運用していく、かような考え方で進んでおるわけでございます。

○大出委員 本則と附則になつてはいるけれども、運用の実態としては変わらなく運用するというなら、なぜ附則に置いておくのですか。

○矢倉政府委員 これは先ほど申し上げましたように、一応一つの恩給の実態からいいますと、経過的にいろいろな変遷を遂げてきております。たとえば軍人恩給については、一時期これについては停止をし、後に復活をするというふうな扱いをいたしておりますので、そういうこともあつ

て、一応本法と附則的な規定の扱いというふうになつたと考えております。

○閣谷委員長 自治省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案に対する質疑は前会で尽きておると思ひますので、質疑はこれにて終局いたしました。

○閣谷委員長 これより討論に入ります。通告がありますので、これを許します。大出俊君。

○大出委員 自治省設置法案につきまして、反対の理由だけを簡単に明らかにしておきます。

第一点は、憲法の三章にいう三つの大きな権利を受けまして、八章で地方自治の本旨にのっとりという形で自治権が確立されるのが、新憲法の新しい制度であります。次第にこれは中央集権的になつてまいりまして、今日まさに自治権があつてなきがごとき状態が各所に見受けられるわけですが、そういう中で公務員課というものを今回公務員部にする。中身は、地方公務員制度に関する企画、立案というものを一つつたてております。それから、地方自治体の人事に対する助言と協力というのがある。あわせて給与、福利、厚生というふうなものが入ってくる。十人ばかり人もふえる、こういうわけでありまして、私は、これは大きな目で見て、今日までの公務員課の動いてまいりました実績等に照らしまして、地方自治体を締めつけるという形にならざるを得ぬ。運営よろしきを得ればというお話がございましたが、今日までの運営をながめてみますと、そういう感じが非常に強いということでもあります。この点が、反対をいたします第一点であります。

第二の点につきましては、ドライヤーミッシュンも出ておまして、日本の百七十九号事件等をめぐってILOでも長い論議が続けられております。今回総会におきまして、なお問題が提起をされて、これから続くわけでありまして、その一つの相互信頼の回復という意味でのポイント、公務員制度審議会に中心が置かれなければならぬというふうな思ひかけでありますけれども、これも八カ月プラス三カ月、十一カ月、辞表は塚原さんのところの人事局長の引き出しに入つたまでであるというふうなことで、これは本末転倒でございまして、公務員制度審議会の中で地方公務員制度というものの、全体の法体系を十分に、かつ早急に、満足のいくように討議をしないといふのが、ドライヤーミッシュンであります。これをお認めになつておるためからすれば、かつ条約の批准も終わつておりますので、当然ここで論議された後に、地方公務員の制度については、その筋ののつて手をつける、改正に当たる、これが筋でございまして、そういう意味では、そういう正当な、かつ筋道の立つた取り扱ひをなさつておられないといふところに、一部分的な改正が行なわれれば行なわれるほど、公務員制度法体系に対する混乱を生ずる。つまりそれが反対の第二の点であります。

またもう一つは、いまだでやつておられた中に、自治省は財源というものを一つお握りになりまして、交付税などというものを表に出して自治体がある意味では押えているといふことが、実態として言えるわけですが、公務員部というものを置くことによって、次第にそういう形のものが強化されるのでは困る。自治権というものと対比をいたしまして、非常にまずいことになりはせぬかという心配をいたします。

以上、大筋三点申し上げまして、反対の理由といたします。

○閣谷委員長 これにて討論は終局いたしました。続いて採決に入ります。

自治省設置法の一部を改正する法律案について採決いたします。

○閣谷委員長 起立多数。よつて、本案は原案の

とおり可決すべきものと決しました。

なお、ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○閣谷委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○閣谷委員長 引き続き、恩給法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。大出俊君。

○大出委員 公務員法のたてまえからいきました。研究の成果を明らかにすることになっておりますが、いまの公務員法上はあの文言はそのままですか。

○矢倉政府委員 現在、公務員法においては、これは大出先生もよく御承知のところでありまして、退職年金について政府に対して勧告する規定がございまして、人事院が、その公務員法に規定されている勧告権に基づいてその年金勧告が行なわれ、その結果というところに直接つながるかどうかは存じませんが、一応御承知のように保険数理をもとにした社会保険的な立場に立つての共済年金制度に変わつてまいりましたので、一応現在の段階では、その成果が共済年金制度にあらわれたと考えてはなからうかと考えられますが、なおしかし、年金制度については今後いろいろ問題点が決まらぬわけではございませんので、したがって、公務員法におけるそういう調査、研究の成果が勧告されることは、現行規定の上でも可能になつておると思ひます。

○大出委員 かつて人事院が一ぺん恩給勧告をしたことがございます。慶徳給与次長時代、坂中課長時代でございますが、あの当時のいきさつからいたしますと、本来ならば、今日までにもう少し

人事院の側が恩給についての考え方を積極的に前に進めるべきであつたと、私は思つてゐるので

す。ところが、それをおやりにならぬうちに、三公社の側が共済年金に変へてしまつたといふところに、五現業についても、三公社との対比の上で、とにかく四割という最低保障になりますから、したがって五現業もこれに右へならえをしなければやめていく方に気の毒だといふたてまえから、これは本来、永岡、横川両参議院議員を中心とする議員立法で、共済年金への移行の問題は提起をされたわけでありまして、ときに継続審議になりました。あと、大蔵省の岸本給与課長が文書を出しまして、全通あるいは永岡、横川両議員の提案もあることなので、各省にはかつて、共済年金に全体を移行させる。実はこういう経過をたどつてゐるわけでありまして、私は、その間に人事院はまことにどうもお粗末過ぎたといふ気がするわけでありまして、それらの動きを腕を組んで見ていた結果になるわけでありまして、本来ならば、人事院が表に出るべきものを、大蔵省が最終的には表に出て、この問題を片づけた、こういういきさつであります。したがって、私はいまから、この形骸、つまりなきがらみたいなのですから、中身がみな抜けちゃつたんですから、軍人軍属、附則にあるほうが主になつてゐるから、一体、どのくらいこの法律は継続するとお考えなんでしょうか。つまり新しい文官のほうは、ほとんど入つてまいりません。そうすると、いま軍人の遺族の方々あるいは生存者の方々等が中心に動いておられますけれども、ともかくこれは八十年の歴史とおしやるのだけれども、今後どのくらいの見通しをお立てになつてゐますか。

○矢倉政府委員 現行恩給法は一つの形骸だといふ御指摘でございますが、しかし、先ほど来申し上げておりますように、恩給法そのものが文官と軍人をおかえ込んだ法律でございまして、それが昭和三十四年に共済組合法に移り、地方公務員は三十七年に共済組合法に移つてゐた。したがって、現在の恩給法の守備範囲は、旧來のいわゆる恩給

受給権としてそれが権利を発生した人たちが、これが現在の場合は主體的な内容でございます。さらに新たな規定による受給権の発生を得た人たちが、新たに私たちの対象になつてまいつてきておるわけでございます。したがつて、恩給法が今後どれだけ継続するかということは、つまり旧来の恩給の権利を持つてゐる人たちの生存の続く範囲という答へにならうかと存じますが、したがつて、新しい年金受給者は共済の対象になる。ただ、共済の対象になるときに、恩給としての期間をすでに所持の方々は、その限りにおいて共済へ生きていく、かようなことに相ならうかと存じますので、ただいまの御質問でございますが、何年ということがなかなか申しにくい状態でございます。

○大出委員 つまり共済にいつた方々も恩給期間を持つていつていますから、そこで分けて計算をしておりますから、これはあとで御質問申し上げなければ、したがつて私の言いたいのは、やはりこの恩給法というのを、いつになるかわからぬ相当長期にわたるものをこのままにして置いて、読んでみてきわめて不自然な形になつてゐる。こういう形で長く続く間に、毎年毎年どうも、あるいは軍恩連の方々のほうを向いてちよいと手を加える、あるいは遺族会の方々のほうを向いてちよいと手を加える、あるいは傷痍軍人会の方々のほうを向いてちよいと手を加える、そういうことばかりやつてきたのでは、意味がないような気がする。だから、それだけ長期に続くのだとするならば、私に言わせれば、その本質的な問題ではなくて、全くの小手先細工みたいなことをされて気休めをするということではなくて、もう少し本質的に恩給というものを考え直してみるのが必要がありはせぬかという気がする。そのところ、総務長官、ひとつ毎年毎年——いまお聞きになつておらなかつたようだから繰り返すけれども、遺族会なり、あるいは軍恩連なり、あるいはまた傷痍軍人会なりの方々のほうを向いてちよつと手直しをするという形が毎年続けられる形のもの

のは、私は好ましくない。やはり気休めということでは意味がない。そういう意味で、相当長期にわたると考えられるならば、この恩給法というものは本質的に整理をする、もう少し基本的なものの考え方を打ち立てる、そういう必要があると私は思ふのですが、そのことが実は解釈権という問題とからみましますから、そういう意味で総務長官に、それは審議会におまかせしてゐるのだとおつしやるなら、そのようにはつきりひとつお答えをしていただきたい、こう思つてゐるのです。

○塚原国務大臣 先ほどからよく伺つておりましたので、御質問の趣旨もよくわかりますが、たとえば共済制度と恩給制度というものは、これはやはりそれぞれ特色があると考へております。ですから、この双方の特色を考へながら一本にするかどうかは一つの議論だと思ひますが、当分の間はこゝのままで特色を生かしていくという形、しかし将来は、これはやはり大いに検討を要する問題であらうかと私は考へております。

なお、年々、あるいは軍恩とか傷痍軍人とかの何か圧力に屈してという御質問であります。彼らの正当な要望というものをわれわれは参考にするが、その要望を考へながら恩給に対する措置を講じておるのであります。将来についてはもちろん恩給審議会の御審議も願ひにやならぬ点もあると思ひますが、なお共済制度と恩給制度との問題についても検討を続けていきたい、このように考へております。

○大出委員 私どもの党も今日この恩給に反対しているわけじゃございませんので、決してうしろ向きでものを申し上げてゐるのじゃない。後ほど申し上げましても、私は、どこから考へても、今回の提起のしかたというものは、気休め的な、色をつけたという考へ方、実態としてそう見えるわけでありま。どうもそれがまことに不満足でございますので、ものを言つてゐるわけでありま。

ところで、恩給法に二条ノ二を加えたわけでありま。この二条ノ二を加えた改正案が出ました

この国会、この委員会、二年間おぼつておくのか、それではいかぬじゃないか、だから、二年を待たずして、今日の物価上昇その他の事情から見ても、その間といへどもやるべきはやらなければいかぬじゃないかという意見がありました。今回出ておりますのは、中間答申の形を受けて行なわれておる。ところが、この中間答申を読んで見ましても、さしたる理由は存在をしない。つまり暫定的に、物価が上がつてゐるのだから、最終答申というものを一つ目標に置いて、それに影響のない範囲で手直しをしるという意味の中身でありま。それを受けて、こういう改正のしかたで出しておられるのであります。

そこで、二条ノ二というものをまずどう解釈をするかという政府の解釈、これはなければならぬはずであります。先般の二条ノ二を加える修正案を提起されたときに、一体この著しい変動とは何かという質問が出ましたが、どうもはつきりしない。それらはみんなこの審議会のほうでやつてもらうのだというお話。したがつて、今回も答申を受けてやつておられるのであつて、そこに解釈の中心が置かれてゐる、ちよいとことなるわけでありまして、政府としては一体どう考へるのかという点が、明らかに不十分でない。そのところは、長官一体どう考へておりますか。

○矢倉政府委員 二条ノ二の御審議をいただきましたときに、政府側としてお答えを申し上げました中で、この調整規定についてはいろいろな解釈のしかたがあるかと存じますので、そこでこの運用については、やはりそれなりにいろいろな制度の運用にも影響を与えますし、非常に重要な内容を持つておりますので——実は、確かに御指摘のごとく、法律がでさうなりました場合に、その解釈権は政府側にあることは事実でございます。したがつて、政府側がどのように解釈するかというところは可能でございますが、しかし、あの法律を御審議をいたした過程の中で、実は一方に総理府設置法に基づく恩給審議会をつくる、そ

の恩給審議会というのは恩給についての最も重要な基本的な課題にも触れてゐるというところとが、内容に相なつております。したがつて、二条ノ二というのは、新しくできた法律でございますが、恩給法の運用としては非常に重要な意味を持つてゐる。かたやこの調整規定というのは、実はその他の法律の中にもやや形を同じくするやうな法律が出ておまして、すでにそれは運用段階に入つてゐるはずでございますが、しかし、この恩給法の改正にあたりましては、特に国家公務員給与というものが他の法律とは少し表現を異にして挿入をいたしましたので、そこでちよいと点から、これらの運用についてはできるだけ、将来に大きな影響を与えるだけに、慎重であらねばならぬといふことで、こゝに三つの主體的な柱をどういふふうに見ていくか、かようなことで恩給審議会の考へ方をいふゆる第三者機関としての御意見として伺つていくほうが、ちよいと問題の扱いとしてよからうではなからうか、かようなこととに相なりましたので、そこで実は恩給審議会に、この二条ノ二の運用あるいは解釈のしかたというやうな問題について、ただいま御審議をいただいてゐる途中であるわけでございます。

○大出委員 この二条ノ二というのは、「年金タテ水準」というのが一つ入つてゐるわけですね。「生活水準」というのが一つ入つてゐるわけですね。「国家公務員ノ給与、物価其ノ他ノ諸事情ニ著シキ変動ガ生ジタル場合ニ於テハ変動後ノ諸事情ヲ綜合勘案シ速ニ改定ノ措置ヲ講ズルモノトス」と、こうなつてゐるわけですね。三つ並びにその他になつてゐるわけですね。これをあなたのはが提案をされたときに、さうと読み流して、中身は特段こゝろを解するといふことをつけ加えておられな。いま承つてみると、その解釈を含めて審議会に論議してもらふ。私は、それはまことに無責任きわまるというふうに思つてゐるわけでありま。解釈権は、いづれにしてもこれは法律案を提案するわけでありま。政府側になければならぬ。だから、二条ノ二にいうところの「国民ノ

生活水準」とは、「国家公務員ノ給与、物価其ノ他ノ諸事情」とは、一体これは何を意味するのかわかることを、その「著シキ変動」といふのは一体どういふことなのかというのを、政府がまず明らかにして提案をしなければ意味がない。その上で、政府はこう解釈するといふことの上に立つて、審議会を設けて諮問をするのが筋であります。法律の解釈まで審議会にまかせるといふなら、初めから提案しないほうがいい、審議会でするのかというのを先に諮問をして、その上で法律改正すべきだ。法律を改正しておいてから、その法律の解釈を審議会にゆだねるなんという、これは全く筋が通らぬと私は思う。もう一ぺん総務長官から御答弁をいただきたい。

○矢倉政府委員 確かに先生の御指摘の点が、問題になることは事実でございます。政府側が解釈し、政府側が運用していくという態度が、通常の場合の法律運用の形態ではありと存じますが、しかし、その法の規定の内容の重要性いかによつては、実はそういう審議会機関というものを設けられることによつてその運用が社会的に一つの是認を受ける状態にしていけることは、これも政府側の一つの態度ではなからうか、かように考えますので、そこで昨年の国会におきまして、一休生活水準、あるいは国家公務員の給与、物価、こういうものをどのように見ていくのか、他の先例的な法律によれば、たとえば二〇%があるじゃないか、あるいは公務員の給与勧告においては五%もあるじゃないか、こういういろいろな話し合いがなされたわけでありまして、そういうふうな具体的な数字をもつてたとえ調整の基準となるものを明示されていない。この法律の規定のしかたは、お読みになっていただければわかりますように、非常に抽象的な文言での表現であります。したがって、抽象的な文言であるだけに、その内容をどういふふうな運用していくかということとは、それなりに重要な意味を持っておりますので、そこで恩給審議会の審議にまとう、こういうふうなことが、当時の政府側の態度であつたわけ

でございます。

○大出委員 今回の中間答申を見ましても、これは将来の調整規定の運用を妨げない程度において恩給引き上げが望ましい、こういうことですね。つまり調整規定というのは、中間答申でも引つかつてゐる。つまり政府が解釈権を明らかにしないで、文言だけ並べて、その解釈、運用について審議会にゆだねたわけですから、だから、そういうことをするのなら、何で審議会にあらかじめはかつた上で法律をつくらぬかと申し上げたい。こんなものを並べちゃつて、審議会のほうだつて迷惑しているはずですよ。これはアメリカの例だつて、フランスの例だつてある。必ずしもこの三つでない基準だつてできる。また、物価なんというものを表へ出せば、恩給四団体のほうから文句がくるでしょう。そういうところを勘案して、あなたのははわかつたような、わからぬような、何となくスライドのにおいのする文言を並べておいて、さて審議会にゆだねる。私は、非常に無責任なことを考へてゐます。なぜ、しからば審議会の審議を経てからここに書かなかつたのですか。

○矢倉政府委員 確かに先生の御指摘のように、手続のしかたとしては、たとえば審議会の審議の結論をまつて立法化するといふやり方もございまして、しかし、法律をつくつて、その法律の運用のしかたを——たとえば明確に二〇%なり五%なりといふふうな表現をいたせば、これはもちろんそれによつての縛りがはつきり出てまいります。しかし、抽象的な文言で書きつつ、それが先ほど来御議論もございまして、恩給法そのものがいろいろな社会的な背景の中で育つてゐる面もございまして、さような意味におきまして、こういう調整規定の運用が古い規定の中で新しい衣をかぶつて出てまいりましたので、そこでそういうふうな運用のあり方をいかにすべきか、こういう点について審議会の御審議にまとうというのが、政府側の態度でございます。

○大出委員 アメリカの例などからいいますと、一九六四年の公務員退職法という法律がありま

す。これによりまして、連邦労働統計局の毎月の消費者物価指数が年間平均三%以上変動があつた場合、これが法文に明記されておるわけですね。

アメリカは大体このところ三年ばかり一・二%ばかりしか物価が上がつておりませんが、これが三%以上年間上がった場合には、その上がった指数をかけたおるわけですね。こうなつてくるわけですね。そうすると、そういうところの基準を置いてつくるということもできる。それからフランスの例からいいますと、これも一九四八年の文官の退職年金制度の改革に関する法律というのがございまして、これによりまして、公務員に比例して上げなければならぬという原則、こういう取り組み方もある。してみると、ここに全部乗つてゐるわけですね。国民の生活水準から始まつて、公務員の給与から、物価から、御丁寧にその他の諸事情まで入つてゐる。全部並べてあるわけですね。そうすると、よしんば審議会がアメリカシステムをとらうといふふうな審議した場合に、また法律を変えなければならぬ。解釈権を解釈してないで、全部並べたわけですよ。そうすると、審議会としては、この法律に基づいて審議するといふことになれば、この三つをいやでも逆に対象にあげなければならぬ、そういうことになる。だから、私は、非常に無責任で、総花的に、そこらこらのいろいろな意見があるもので、そつちを向いて、何でもかんでもみんな入れましたよといふことで、あとは審議会に解釈してくれ、こういう筋になる。だから、それではいけないのではないかと。政府なり恩給局長なり、これは三橋さんの時代からずいぶんご長官さんだった方が、歴代のおのものを言つておられる。そうすると、恩給といふものに対するものの方というものを、政府が統一をしていない。ここに私はいろいろ口先でおっしゃつてゐるけれども、それは本質ではない。変わつてきたといつたて、いまの世の中は現時点でじゃどう考えるかということに、政府の解釈が統一されなければならぬと私は思う。そこを実は申し上げたいわけでありま

す。

総務長官、将来に向かつて、これはどうするつもりなんです。審議会答申というものは、いつごろ出るのですか。

○塚原国務大臣 昭和四十三年の三月の三十一日であります。

○大出委員 それは審議会に置かれてゐる期限なんです。三十一日まで、二年間ですからね。

○塚原国務大臣 問題がきつめて重要でありますので、私が申し上げるのは、その期限一ぱいぎりぎりに出るといふふうな考へて、申し上げたわけですよ。

○大出委員 私は、事務局はおそらく政府がおやりになつてゐるんだと思いますが、この審議会の答申というものが、またどうもわかつたような、わからぬような答申になつたんでは困る。そこを私は心配をする。スライド制、こういつていながら、今日のこの書き方からいくと、決してスライドではない。だから、また審議会のほうの結論が、各国の例に見られるように明確なものになつていないといふことになると、せつかつくつて魂入れずになつてしまふ。そこを私は非常に心配するわけですから、だから、審議会がおやりになつてゐるんだから政府は知りませんでは、私はやはり済まぬと思ふ。政府の考へ方が一つあつて、その上に立つて御審議をいただくといふことではなければならぬと思ふ。その考へ方は一体何だ。もしその考へ方がないんだとするならば、お立てをいただきたい、こう申し上げておるわけですよ。

○塚原国務大臣 大出委員いろいろ申された中で、非常に私も傾聴に値するものがあつたのでございまして、審議会の方々みんなごりつぱな方で、これらの方々に圧力をかけるといふような、私のほうの意見がこうであるからこうという形は、私はとりたくない。しかし、いままでの質疑応答中にもいろいろ問題点というものは提起をされておると思ふのでありますが、そういうことについての批判がある方も私はよく存じております。

○矢倉政府委員 昨年の議事録を調べてみませんと正確なことは申し上げかねますけれども、いまの大出先生の御指摘の点を私いま何ってみて、そのときに七％ということをこの調整規定の基準と申したということは、ちょっと私自身としてはうなずきにくいのであります。なぜならば、旧来、実は二〇％アップという実績をいままで持っているということは、事実であります。それが昭和三十九年度予算作成のときに、四十年からの改正目標として二〇％を上げる。したがって、その二〇％を年率にいたしますと七％になるかもしれないということはあるいは申し上げたかもしれないとせん。しかし、それが今後の調整規定の運用を拘

ですよ。つまり上がつたら上げるといふこと、スライド制、スライド制と新聞に書いてある。やはりだれかが言わなくては書かないでしよ。だから、私は、スライド制らしきものを言っておいてそれでいいのだと、たいへんだと言っておるわけです。だから、あらためてもう一ぺん聞きますが、調整規定というものの中には、スライドという要素はないのですか。

○矢倉政府委員　スライドということばの理解の

いる。しかし、あなたのほうはくどいように逃げる。こういうわけですね。あえて避けたというのです。まことにもって迷惑千万ですが、まあ客申がやがて出るのでしょうから、そのときに論議をあらためていたします。

そこで承りたいのですが、そうになると、今回のこの改正なるものは、一体何が基準になっているのですか。七十歳以上の者二・五％、六十五歳以上七十歳未満の者並びに六十五歳未満の妻子二

ゆる審議会答申の基準線の押え方、その両者を兼ね合わせまして、政府側として一〇、二〇、二八・五という改善率を考えただけでございます。

○大出委員 この改正案による公務扶助料の年額A、B、CのCになりますね、この基準でいきますと。したがって、兵十八号でまいるまして、倍率が四三・二割ですね。これで十二万九千六百です。つまり言うならば、この十二万九千六百を出して逆算をしたのです。

○矢倉政府委員 いま御指摘のとおりであります。公務扶助料というものを、大体年額十二万円というものを一応保障しないと困るであろう、こゝろから、その率を一応上限としての率として算定いたしました。

○大出委員 これは二万円というのが公約のようでありまして、それで先に十二万九千六円をこしらへまして逆算をしたということでございまして、さして科学的な理由があるわけじゃない。そうすると、これはきわめてつかみ額だ。この話は、一万円ぐらいという話でしよう。にもかかわらず、六十五歳未満の者と、六十五歳以上七十七歳未満の者並びに六十五歳未満の妻子、これはどういうわけで一〇％違うのですか。一〇％積み上げなければならぬ理由。

○矢倉政府委員 基準線は一〇％に置いたわけでございますが、いわゆる年齢的な積み上げということ、やはり恩給がある程度社会政策的に考えましたときに、七十歳以上という線をそういふ二八・五％という上限の率に合わせておりますので、そこで、その上限に合わせていく過程の中で、やはり年齢要素というものを社会政策的な意図をもつて考えた以上は、中周の六十五歳以上をもう一〇％積み上げていくという考え方で、一つの政策的配慮としていたしたわけでございます。

すよ、恩給というものは、にもかかわらず、こゝろでは七十歳以上の者が二八・五、これを先ほど申し上げたように、逆算をした。あなたのほうも認めになつてゐる。上限を二八・五につくつた。そうしておいて、ここに六十五歳から七十歳のところが八・五％、五年ききみの六十五歳のところが一八・五％、差がついてゐるわけ。単にこれは社会政策的にというので理由がないとすれば、これまた腹だめだと言わざるを得ない。そういうことですか。

○矢倉政府委員 ただいま御指摘のように一歳を幾らという考え方はなくて、やはりそういう年次の改善措置を講じていくことが恩給の立場として適切であるというふうに考へて、したがって、一〇、二〇、二八・五というふうな一つの配慮をいたしたわけでございます。

○大出委員 恩給というものは、あくまでもこれは所得が基礎になつてゐるのです。恩給法のためからいって、そうでなければならぬ。あくまでもその人の働いておつた、つまり公務につとめておつたときの俸給、それがあくまでも基礎で

る原理ではなからうか。この場合に、先生の御指摘のような科学的、合理的という線からいたしますと、ややそれに欠ける点があるというところは、事実でございましょう。しかし、そういう点についても、できるだけの根拠になるものが必要であるというふうに私たちは考えるところから、一方では公務員給与の動きというものを配慮しつつこゝろに上に加ふるに一応社会政策的な立場での考え方というものを配慮に入れておるのが、今日の恩給改善でございまして。

○大出委員 人事院の公平局長をおやりになつていた矢倉さんが、人事院があまり科学的じゃないというふうなことを言つては困ります。マーケットバスケット方式なんかをとつて科学的だといばつておつた人事院ですか。できたときから知つておるのだから。その公平局長が公平にもを言つてくれないと困る。どうもあまり科学的じゃないというの、中位数をとつて適当に案分する。七〇勧告するところを二〇％下げてみて数字が合つたかという、そういうことになつてしまふから、そういうことじゃいかぬです。大正時代までお話しになるが、確かに市町村退職料としてもらつてゐる人もあるのですから、それはあります。しかし、それを現在考えられる限りにおいて——仮定俸給表というものをかつてつ

くつたでしよう。そこに基礎を置かれておるので、しょう。だから、いま考えられる限りにおいて言ふならば、ある程度科学的な基礎だと言わざるを得ない。それをつくつた。これも全くでたらめだということ、提案されたときにおつちやつていない。四十年のときも、三十五年の三月に戻るとしても、だから、そうだとすると、いづれにせよ、仮定俸給表という基礎がある。ところが、こゝろで言うところの六十五歳から七十歳、七十歳以上というところは、何にもないのです。上限を二八・五％とせよとしましたというだけ、最低一〇％という答申の線があります。まん中は一〇％ききみぐらいでよからうという。俸給の基礎があるわけ

すから、どうもあまりといへば少しおかしいのじゃないか。だから、いまの話では説明になつていない。なければならぬとはつきりおつちやつてください。

○矢倉政府委員 人事院の科学的云々ということ、御指摘をいただいたわけですが、実は給与に絶対的なものがあるかという点において問題があるという点を申し上げたわけでありまして、そういう点で給与そのものの考え方の方としては、現職給与についてはマーケットバスケットを基本として、その上に民間給与等を積んでゐることは事実でございまして。したがつて、今日で可能な限度において考えるならば、おそらく一番科学的に、合理的に積み重ねられてゐるものでございまして。ただ、恩給の場合にそういう科学的、合理的な根拠というものを実質価値の維持ということにどういふふうな考え方を取り込んでいくかというときに、やはりいま申しました二八と一〇という上限と下限をきめていきました、その間で六十五歳というものを一つの基本線として考えていくというの、実はそれなりに政策的意味を持つたものと考えたわけでございまして。

○大出委員 それは局長、絶対的なものといつたら、これはそんなにないものじゃないです。統計というものは相当正確なんだといつてみても、それはフィッシャー方式をとつたつて、ラスパイル方式をとつたつて、パーシエをとつたつて、誤差があるのだから、そんなことを言ひ出せばへ理屈です。そうじゃなくて、私の言つてゐるのは、あまりにもつかみかきな、将来こういふ先例をつくりたくない、そういう意味なのです。それは政策的なことばにひつくるめてしまふ、何をやつたつて政策的だといふことがよくつづ。だから、それじゃやはり場当たり的なつてしまふのじゃないかという心配をする。今度の改正案の中身をずっと見ていきますと、そういうところが目立ち過ぎる。だから、こゝろのところでもの言つておるわけなのです。あなたのほう

は、提案しているのだから、そう答える以外にはないでしょう。そうじゃないと言ったら、提案を変えなければならぬ。

次に問題は、端から個別的に承っていったほうが早いような気がするのではありませんか、傷病恩給の増力恩給を二・五％、傷病年金を七十歳以上の者について二・五％、七十歳未満の者については二〇％増額する、これもいまの理屈ですか。

○矢倉政府委員 実は確かに二・五の合理的根拠という点においてはいろいろ問題があらうかと存じますが、しかし、今回の恩給改正の中でやはり一番高いところの増額率というものを公務扶助料の線で抑えましたので、御承知のように、戦争等で戦死をされた方の遺族は公務扶助料の対象者でございまして、そういうことと、いわゆる現に生存中の方でありますけれども、重症者というものはそれに近いという感じが、つまり質の上においてそういうことを考えるべき筋ではなからうか。こういうことで重症者二・五、比較的軽症であるところの傷病年金の一般の傷害者に対しては二〇％というふうな、いわゆる傷害を受けている人たちをできるだけ優先する中で、なお全体の均衡論というのを考えて、そのような措置にいたしましたわけでございます。

○大出委員 お説のように、増加恩給の第一項症から第七項症まで、これは二・五ということでございますね。それから傷病年金のほうは七十歳以上のところ、つまり第一款症から第四款症まで、これが二・五％、七十歳未満のところは同様二〇％、こういうことなんです。ここらあたりでも、どうも私は同じ理屈になると思うのだけれども、どうもそれだけ理屈があるのかさっぱりわからないですね。いま重症度とおっしゃった。これが言ひならば一、二、三項症ですね。それから四、五、六、七、これは中症度になりますね。そうして傷病年金でいけば、これは軽症者ですね。だから、重症者はそれはある意味では、そう言えはあなたの言うような理屈を立てれば立つ

かもしれない。しかし、軽症者のところで、ここでは一〇％ふやして、七十歳と七十歳未満に入・五％の差をつけたというの、これはわからな

い。

○矢倉政府委員 この点も、実は一つの大きな原則、老弱者優遇ということを出しまして、もう一つの柱が重症者優遇、この二本がある。したがって、軽症者の一款から四款の者も、七十歳になれば二・五にするのが均衡論なものですから、どうしても均衡をとっていくときの措置としてはいかにあるべきかということが、結果として出たわけでございます。

○大出委員 そういうことになる、これは理屈じゃなくなつてしまふ、均衡だと言ふんだから。今度は提案してありますから、均衡論でも言わなければかつこうがつかぬだろうと思ひますけれどもね。

そこで、介護手当ですね。一項症、二項症に俗称介護手当、これの二万四千円を三万六千円に上げた根拠は、何ですか。

○矢倉政府委員 実は介護手当は昭和三十三年の法律改正によつてできたものであります。重症者優遇の趣旨をもつて設けられた。その後昭和三十七年と四十一年に二回にわたつて恩給改善がやられておるわけです。ところが、介護手当だけがそのまま据え置きになっておりましたので、そこで一般のそういう恩給の増額から考えていきますと、この加給制度も、従来月額二千円であつたものを、やはり物価等の諸事情も考慮いたしますと、月額三千円程度に引き上げるのが適當ではないかということと三万六千円としたわけでございます。

○大出委員 これもいまあなたがおっしゃつたように、たしか昭和三十三年の恩給法等の一部改正、法律第百二十四号ですね。ところが据え置きになつておつたわけですね。今回突如として上げたわけですね。私は、この方々は傷夷軍人の方々が中心だと思ふので、少しそちらのほうに、各種要望のある中でこれだけは取り上げまし

たよといつたような気がする。そうでしょう。それから先ほどの増加恩給にしても、似たようなことが言える。どうも政策的にその辺に中心があつたんだ、こう考えたいわけなんです、どうですか。

○矢倉政府委員 この介護手当の増額、またそれと一連の關係として御指摘の点でございますが、今回、実は基本は恩給増額ということに置きながら、緊急を要する問題についてはできるだけ措置をしていく。ことにこれは御承知のように、第一項症以上の重症者でございますので、そこでそういう人たちのためには、介護手当を現状のままに据え置くというのはいかにも気の毒でもございまして、ひとまずそういう増額の措置を考えたわけでございます。

○大出委員 私の質問は、後刻継続いたします。

○細田委員 今回の恩給法の改正は、先ほど来大出委員からいろいろ質疑がございました中で、でたらめとまでは言わぬが、非常に便宜的ではないかというふうな点がありましたが、私は一歩前進、数歩前進をしておる改正案である、かように実は考えておるのでございます。そこで今回の改正法につきましては、いま大出さんから御質問があらりました点とダブらないように、質疑をいたしてまいりたいと思ひます。

初めに、恩給審議会でございますが、先ほど来調整規定の問題その他についていろいろ質疑応答の中でも出ておりますが、この審議会の現時点までの審議の経過について、簡単に報告していただきたいと思ひます。また、今後における大体的の見通しがございすれば、一応お聞かせいただきたいと思ひます。

○矢倉政府委員 恩給審議会の経過を簡単に申し上げます。実は恩給審議会は昨年の五月発足以来、すでに二十三回の審議を続けられてきておるわけでありまして。先生方も御承知のように、恩給法はかなりいろいろな意味において難解だと指摘されるような法規でございますので、そこで私

たちは、まずこの恩給法そのものを十分に審議会の先生方に御認識をいただくというのを手始めにいたしまして、それからこれに就いて恩給についての基本的な課題に入っていくということで、現在は恩給の基本的な課題についての御審議中でございます。そうしてこれからの審議の計画でございますが、先ほどの総務長官のお答えのとおり、昭和四十三年三月末が審議会の終期でございますので、こういう終期を意識しながら、私たちのほうに提起されている課題がかなり多数ございまして、この期間の間に十分な御審議を得て結論をお出しをいただきたい、かように考えておるわけでございます。

○細田委員 ただいま御答弁にございました、基本的な課題についていろいろ御審議をいたしておるという話でございまして、基本的な課題というものは、わかつたやうでわからないんだが、昨年の本委員会の答弁、また本日の答弁でも、調整規定の運用について、これももちろん基本的な課題の一つでござい。これについては審議会で御審議をいただくということになっておるわけなんです。が、あなたのいまおっしゃつておる基本的な課題というものは、もつとより根本的な問題、たとえば先ほど大出委員から勢頭で質問があつたやうな、恩給法がどうであるとか、恩給の性格がどうであるとか、こういったやうな御議論も含めての意味で、私が伺いたいことは、調整規定の運用について相当審議が進められておるのかどうかということをお尋ねしたい。

○矢倉政府委員 恩給についての基本的な課題というものは、先生の御指摘にもございました、また大出委員のお話にもございましたが、調整規定の運用の点については、一つの重要な事項でございます。しかし、こういった調整規定を運用する基本的な態度というものは、いろいろな恩給の基本的な課題、たとえば恩給の性格等が十分に理解された上でないと、これらの課題の解決にも十全を期し得ない。こういう点で私たちは、現在の恩給の制度的な問題としては、たとえば仮定俸給制度

というより形で運用されておりますので、そういうこともやはり基本的な課題として御審議の対象にのぼす、こういふようなことで進められておるのでございます。

○細田委員 くだいようですが、もう少し伺いたいのですけれども、この審議会の任務は、いまあなとおっしゃったような、最もベースになる基本的な問題、それが一つ、それとちろん関連は相互にありますが、もう一つは、調整規定の運用をどうしていくかということ、それからさらに個々の小さい問題——小さいと申しまして、基本問題よりは小さいという意味で、受給者にとっては大きな問題でございまして、たくさん要望が受給者からいろいろ出されておる。いわゆる不均衡とか、あるいは未処遇といったような問題がある。大体三つに分けられると私は思うのです。そこで、もちろん基本的な恩給に対する考え方、恩給は何ぞやといったような点は重要でございましてけれども、来年の三月三十一日までということになっておるわけですから、期間も限りがあるわけなんです、その点から考えますと、もう調整規定の運用について、審議にお入りになっておられなければならぬような段階ではなからうかというふうに感ずるわけなんです、そういう点でございまいしょうか。

○矢倉政府委員 先生の御指摘のように、審議会のいわゆる御審議の対象になりますことは、恩給の基本的な問題、調整規定を含めて、さような課題が当然御議論に相なる。また、それを引き出すのには、恩給の基本的な性格論も当然出てまいります。さらに、いま御指摘のいろいろな関係の方々からの御要望、これは確かに問題の個々を取り上げれば、中には比較的軽いと判断される問題もございまいしょうが、しかし、いずれの問題も、実は恩給法のワクの中で、他の制度的な課題とからんで当然出てくる問題でございまして、決して他の問題も軽微と申し得ない。したがって、審議会としては、こういふその他の諸課題につきましまして、御審議をいただかなければならないわけでは

ございます。したがって、現在は、これまでいろいろな恩給の基本的な問題の御審議として、恩給法の性格等の御議論から始まりまして、ただいま御指摘のような調整規定の運用等につきましまして、すでに議論が開始されておる段階でございまして。

○細田委員 ちよつと前もって伺っておきたいのですが、いま政府としては、恩給審議会の設置期限を延ばすとかんたかいうような考え方を持っておるのでございまいしょうか。

○矢倉政府委員 政府側としては、この三月の終期までにすべての問題の審議を議了していただく予定で進めております。

○細田委員 ところで私は、これは要望になるかも知れませんが、これは大臣がおられないとどうもぐあいが悪いのだけれども、恩給審議会の答申は、来年の三月三十一日、任期一ぱいで出すというところでございましてけれども、予算編成というのが、御案内のように年内に毎年毎年やられるわけですから、予算審議の時期をおくらせれば、それにより一年とにかくこの種の仕事がおくれる、これはやむを得ないことなのでございまして。そういう点から、私は、この調整規定の運用については、昭和四十三年度の予算編成に間に合う時期までにお出しをいただく。でき得れば答申を全部出していただくというわけですから、三月三十一日まで期間があるわけですから、それを十一月とかなんとかいう時期にもう全部終了していただくというところは、あるいは筋が通らないかと思ひますけれども、問題が、もちろんもとは一つにしまして、一応分けて得る、分けて分けられないことはないというようなたくさんの問題をかかえておられるので、調整規定の運用については、四十三年度の予算編成に間に合うような時点でお出しをいただくように、これは審議会のことでございまして、強制ということとはなかなかむずかしいと思ひますが、政府としてはそういう考え方で審議会の会長さんはじめ皆さん方とお話し合いをいただき、そのように努力していただきたい、かように思うのでございまして、いかがですか。

○矢倉政府委員 恩給の受給者の立場からまいりますと、この調整規定の運用のいかんということが、非常に重要な関心事でございまして。したがって、この調整規定はすでに法律化されておるわけでございますので、できるだけ早い時期にこの調整規定が活用されていくということは、政府にとつても望ましいことであらうと考えるのであります。したがって、先生の御指摘のように、この規定の運用がいつかということが非常に重要であるわけ、政府側といたしまして、実は来年の三月三十一日ということが終期でございまして、先ほど総務長官が三月三十一日というお答えを申し上げたわけでございますが、政府側としても、先ほど申しましたような事情も考えなければなりませんので、できるだけこれが実際の効用を活用するように努力をしてまいりたいと思ひますが、先生も御指摘のように、審議会のこともございまして、やはり審議会の御方針あるいは御審議の状況にまつという最終的な態度に期待をせざるを得ないかと考えます。

○細田委員 この点については、長官がお見えになりましたから、さらにもう一べん念を押したいと思ひますが、先ほどの大出さんの質問に対してもあつさり大休年度でなければ出ないのじゃないかというような答弁でございまして、いまの恩給局長の答弁とは若干ニュアンスが食い違ひがある。そこで、この点は大臣がお見えになりましたから、さらに私質疑をいたしたい、また要望もいたしたい、かように思うわけでございます。

○矢倉政府委員 審議会の中間答申と今回の改正案、これは先ほど来の説明でも関連を持っておると思ひますが、この増額に対する点につきましましては、先ほど来の大出さんに対する答弁で了承するとはいたしました、他の第二番目の項目以下のものと中間答申との関係、あるいは今後における恩給審議会との関係、つまり恩給審議会で御審議をいろいろいただいております過程において、これらのものが出てまいって

おるわけでございます。中間答申には、御承知のように、これらのものはないわけでございます。これについて、政府としてはどういふお考えでございまいしょうか。

○矢倉政府委員 実は恩給審議会の中間答申は、御存じのとおり、いわゆる増額の増額だけに触れておるわけでございます。しかし、政府側としていろいろ考えます場合に、緊急を要する課題等については、できるだけ措置を講じてまいらることは政府側の態度ではなからうか、かようなことでその他の五項目についての改善措置はかつたわけでございます。

○細田委員 そこで次に、今回の増額につきましましては、先ほど来非常に問題になっておりました年齢別という観念をこれに大きく取り入れる。七十歳以上、六十五歳以上、傷病の問題はあとにいたしまして、年齢の問題を取り入れておるわけでございますが、これまで恩給について年齢の関係を考へ方に入れたというのは、若年停止あるいは昭和四十年年度から実施した場合の年齢別に実施の段階を時期的に変えたということ以外に、何かございまいしょうか。

○矢倉政府委員 これまでの改善措置の中では、三十一年度改正、三十三年度改正、三十七年度改正のときに、いずれも年齢的要素を入れております。

○細田委員 どうも私は、今回の増額の非常ないわゆる高齢者優遇ということとは、適切な措置ではあると思ひますが、恩給そのものが持つておりますいろいろな何と言いまししょうか、現在の実情から考えると、いろいろな矛盾があるところからやむを得ない、結果的には私は非常に適切な措置だと思ひますが、ただ、このような大幅な年齢的要素を取り入れるということは、恩給制度というものが実態的に多分に社会保障の性格が加味されてまいっておるような感じを受けるわけでございます。私はそのこと自体が悪いと言つておるわけではないのですが、この点についてはどういふふうにお考えですか。

○矢倉政府委員 実は私たちは終始申し上げてお

すことは、恩給と社会保障とは異質のものである、本質的に違つたものとして意識していかなければならないということを、旧来繰返し申し出てきておるわけでございます。ただ、いま先生御指摘のように、年齢的な要素というものを加えたところに社会保障的な一つの配慮というものが加わつておりますところから、これを即社会保障的になつたのではないかと御理解があるかも知れませんが、しかし、恩給の本質をくずすということとは、法本来のたてまえから適切ではございませんで、そこで、その本質を維持しつつ、それを一体どのように現在の状態の中で所要の要求を満たしていくか、こういうところから、社会政策的な意味合いにおいてかような措置をとつたわけでございます。

○細田委員 元来、給与なり物価なり生活水準といふものが、日本の戦争を間にはさんで非常に大きな変革を来した。つまり根本的な恩給自体のあり方からいくなれば、現在の恩給そのものが非常に低位にある。したがって、現在の物価あるいは生活水準、あるいは現在の公務員のベース、いろいろな点から考えると、相当大幅な増額をしなければならぬ。この現状に合うような大幅な増額ができておつたならば、別に高齢者であるからどうか、あるいはそうでないからどうか、七十歳以上だからどうか、あるいは六十五歳から七十歳の間だからどうかという必要はない、こう思うわけなんです。本来からいへば、たとえ退職された公務員の立場で考えてみても、昔のことですが、つとめておつた際にはこの程度の生活ができるものと当てにしてやつておつた。これができないうところに、根本的な問題がある。ただ、これを一挙に現在の実情に合わせるまで持つていくには、非常な困難がある。したがって、恩給の本来の姿からいくとやや邪道であるかもしれないけれども、やむを得ず高齢者は優遇をせざるを得ない、こういうふうに認識して間違ひはないでしょう。

○矢倉政府委員 恩給につきましては、原則は実

はその人の在職年、それからその人がどういふ給与を最終の退職時に取られたかということが、一つの基本になつておることは間違ひないのでございすが、ただ、そういう状態をそのままコンクリートにしておきますことは、いろいろな物価の変動その他の社会的、経済的な諸条件の変化に即応できませんので、そこで恩給の実質価値といふものをどういふふうに見直していくかということが、必然的に恩給に対する運用の政策になることではなからうかと思つております。こういう点から、いま申しましたことを基準としつつ、先生御指摘のように、そこには恩給受給者にいろいろな態様がございしますので、その態様に即応する解決策といふことを考へてまいることが、やはり一つの国の政策として望ましい、こういうところから、今回の年齢別によるかなりの大きな差がある増額の対策をとつたわけでございますが、しかし、これはこれなりに一つの社会的な条件に合致しているのではないだろうか、私たちは判断をいたしておるわけでございます。

○細田委員 いまの話をこつぱをかえて言いますと、こういうものが出るかどうかわからないが、調整規定の運用といふものでどういふものになるか、ある種のスライド制といふようなものがかりにできたといふと、そして恩給自体がかなり根本的に是正されるということになる、その際には、年齢別の今度の措置との関係でやつかい問題が起るやしないか。そのようになことにまで調整規定の運用がなつてくれれば非常にありがたいのですけれども、これはなかなかむずかしいと思つております。何かそこに若干心配な点があるのです、その点はどうか考へていただきますか。

○矢倉政府委員 今回の増額改定をいたしますときに、恩給審議会の中間答申を実は基準線としてまいるといふことを先ほど来申し上げたわけでありすが、こういう点から考へまして、その中間答申には、将来の調整規定の運用を妨げない範囲といふことがうたわれております。したがつ

て、今回の改正では、ただいま御説明申し上げましたように、基準線を一〇〇%といふところに置くことによつて措置いたしておりますところから、将来の調整規定運用には、少なくとも支障があるとはわれわれは考へておらないのであります。ただし、調整規定の運用そのものは、先ほど来申し上げておりますように、これから審議会の審議の過程で出てくる問題でございますので、そこでこれからのいわゆる改善措置を前提としながら、審議会では今後の調整規定のあり方を示されてまいると考へますので、私たちはその意味においても支障が起ることは考へないでおるわけでございます。

○細田委員 少し個々の問題について伺いたいと思ひますが、今度第二項目の老齢者に給する加算恩給についての措置、これは昨年は大したか妻子に對して加算をするという改正をいたしたわけでございます。今回は七十歳以上の者に対して加算恩給に対する措置が認められることになつたのでございすが、これにつきましては、すでに局長も御案内のように、全般的な要望が受給者の団体からあります。この点について、私はおそらくかなり大きな期待を持つてのじやなからうかといふふうにも感ずるわけですが、たいへん大きな問題でございまして、今後この問題についてはどういふふうにお考へになつておるか、承りたいと思ひます。

○矢倉政府委員 実は加算恩給につきましては、昨年の改正のときには、扶助料を受ける妻子につきまして特例を認め、最短期間までを恩給として見ていくという措置をとつたわけでございます。ところでそういう措置をとつてまいりますと、これとそれと事情を異にしない高齢者について措置をしないといふことは、明らかに均衡を失つていくのではなからうか。そういう意味で、本年、昨年にとりましてその措置と考へ方を合はせてまいるところから、高齢者に対しての最短期間までを見ていくという措置をいたしたわけでございます。して、確かにそういうことを一つの契機といたしまして、一般にそういうことをいふゆる最短期間まで

の加算を認めてもらいたいという御要求が、かなり期待を持った形で出されてくるかも知れませんが、しかし、先ほど申しましたように、この措置をとりまして二つにつきましては、一つのそういう要請を満たしていくだけの理由がはつきりありましたので、この二つの改善措置を二年にまたがつて取り扱つたわけでございます。しかしながら、御要求のあることも私たち十分承知をいたしておりますので、本件につきましては、いかように考へていくかという点について、審議会の重要な議題の一つにならうかと考へております。

○細田委員 これからの質問は副長官におつてもいいのぢやないか。——それじゃ長官に關係のないのをやります。特例扶助料の支給要件の緩和をしておりますが、これはたいへんけつこうだと思ひますが、こんなものはいつその制限撤廃をしてしまつたほうがいいぢやないかと私は思ひます。すけれども、これはどうしていいわゆる二年、六年を四年、十二年にしたいですか。こういうものは取つちやうても、たいしたことはないと思ひます。取つちやうがほんとうじやないか、かように思ひますが、どういふわけですか。

○矢倉政府委員 今回の特例扶助料の支給要件を緩和いたしましたのは、戦後において医学が非常に進歩いたしました、特に結核性疾患等見えますと、長期療養の末になくなられる方がかなりおられますのでございします。そこで、こういう現状を考慮して、どうしたらいいであらうかといふことで、今回二年を四年に、六年を十二年にというふうに大幅に期限を延ばしたわけでございます。確かに先生御指摘のように、これを撤廃してしまつてはという御主張もございしますことは承知をいたしておりますので、これを完全に撤廃いたしますと、公務関連の傷病と死亡との間におきます因果關係の認定が、非常に困難になつてまいります。また、公務関連傷病者で現在まだ療養中の方がおられますが、こういう人に対する処遇との均衡もございしますので、したがつて、撤廃

まではまいれずに、こういつた二年を四年、あるいは六年を十二年というふうに延ばしまして、大半の人がこの措置によって実解決がつくのではないだろうかというのが、私たちの見通しでございます。

○細田委員 ちよつと、実はこれから何うのは恩給局長より長官、副長官にぜひ聞いてもらいたいということがあるんだが、まあ局長からよくひとつ話してもらふことにしてお答えをいただきます。

今回、旧外地官公署職員であつた琉球諸島民政府職員期間の通算というものがあつますが、これは当然過ぎるくらい当然なんで、いままでやつてないほうがおかしい。そこで、この問題を別にいたしまして、沖縄関係の恩給、扶助料の問題というものは、沖縄へ行つてみますと、非常な大きな問題でございます。沖縄の恩給、扶助料の関係者、これはもう現職の公務員の問題まで含めまして、非常に広い意味で沖縄における恩給、扶助料の問題というものは、ゆるがせにできない問題だと思ひます。政府は、沖縄を本土並みに引き上げたい。施政権の返還がまあ最終の目的であるけれども、それまでに少しでも本土並みに近づけたい。ものによつては本土同様にして。教育問題等につきましては相当程度進んでおるわけですが、事恩給、扶助料に関しては、非常な相違があるわけでございます。これらの点につきましては、もっと真剣に取り組んでもらわなければならぬ、かように思ふのであります。もちろん、これは日本政府としてできること、それからそうでなく、沖縄で実施していただく、財政的援助をしなればならぬ、するほうが適當である、こういう問題とに分かれると思ふのですが、まず第一段としては、沖縄を本土並みにするのだ、現在の公務員諸君が安心して働けるように、あるいは旧沖縄の職員なり、いまやめておるが元公務員であつた者なり、そういう方々に対してほんとうに日本の国内におけると同じようにすること、これが、絶対必要だと思ふわけなんです。まだたくさん問題がありますが、これは一々申し上げませ

ん。問題の取り組み方自体が非常におくれておるのではないかと、考え方を新たにして沖縄の恩給関係、あるいはもっと広く言えば共済組合の関係もございまして。そういう一連の問題について、政府の態度自体を考え直す必要があるのではないかと、かように思ふのでございます。これはどうも恩給局長ではちよつといかがかと思ふのだが、まああなたの答弁だけ一応しておいてください。またあとで適當な時期に何うことにしたいと思ひます。

○矢倉政府委員 確かに日本の政府における沖縄の政策というのは重要な課題であり、それから琉球政府在職の人たちに対する処遇の問題が本土並みにという考え方は、恩給を担当する私たちの立場においても、御趣旨もともであらうと思ふのでございまして。ただ、ちよつと私が恩給担当者として申し上げてまいりました、御承知のように、琉球政府にも最近共済年金制度ができました。共済年金によつて現職の公務員に対する処遇をはかられておるのであります。したがつて恩給法の立場から申しますと、そのつなぎをどういふふうにしていくかという点が一つの課題でございます。外、さしあたり本年は一つのつなぎとして、その後在職された方、これらに対する処遇が日本内地の公務員のそれと均衡を破つておる、こういう点で、私たちが漸次そういうことに近づけていくという考え方は、いまの先生の御指摘のとおりかと考えますが、ただ恩給のワクの中での考へ方がありますので、十分御満足をいただけない点もあるかと存じます。しかし、この点は、恩給局長に十分お伝えを申し上げたいと思ひます。

○細田委員 恩給局長の答弁はその辺でいいのですが、これは特選局も総理府に所屬しておりますから、つなぎといつて、ことしのやつは、これはつなぎには違ひないかもしれないけれども、ほん

のちよつぱりしてございましてね、これでは問題にならないので、それもこれは当然しなければならぬことですから、悪いとは言わなければいけません、現在沖縄で実施されておる共済組合法自体も、これは日本のものに比べてきつめて不完全、不十分なるものである。しかも、これもほんとうは向こうの民政府がやることで、何でやらなければならぬ、やはり教育なんかについては内地並みにということをやつておるわけですから、御検討願ひなければならぬ、またつなぎの問題についても、これは根本的に考え直していただかなければならぬ。これには、やはりスケジュールをつくつてもらわなければならぬ。どういふふうにする、せめて教育問題並みに恩給なり共済なりそういうものにつけては考えていこう、こういう基本的態度がなくなつておる、かように思ふので、これは御要望を申し上げておきます。

それから最後に、これも総理府じゃないとおつしやるかもしれないが、よく恩給受給者の団体の皆さん方、また恩給受給者自体から、いわゆる福祉年金と併給をしてくれという話がある。そこで、この要望自体についてはどうお考えですか。

○矢倉政府委員 福祉年金併給の問題は、これはかねがねから関係の方々の強い要望でございまして、したがつてこういう点について政府側としていろいろ議論をいたしておるわけでございますが、所管は厚生省所管でございますので、こういう点についての改善策は、当然厚生省においてこれらの扱いの問題を検討するべき筋のものではないだらうか、かように考えます。

○細田委員 この問題はいろいろ議論があるが、要望が強いというところは、他の反面から考へてみますと、やはり現在の恩給、扶助料というものが非常に低位にあるということも、こういう主張の非常に大きな理由ではないか。恩給なり扶助料なりが昔のような状況であれば、もっとも老齢年金なんというものは昔はありませんでした、昔はともなつておれば、実質的にですよ、あまりそういう強い声にならないんじゃないか。実質が非常に

下がつておるものだから、こういう声も起こるんじゃないだらうか、かようにも実は思ふわけなんです、やはり本筋からいけば、恩給なり扶助料なりを、特に老齢者については今度改定しますけれども、これで足りるか足りないかなんぞですが、考えていくといふところが、実は私自身は本筋じゃなからうか、非常に低いところにあるものだから、そういう意見が出てくる、かように思ふわけなんです。そこでもう一つ、よくこういうことをいわれるわけだ。生活保護よりも恩給扶助料が安い、これは困る、こういうことをよくいわれる。これは事実そのとおりになつておる。そこで、恩給、扶助料の最低を昨年上げたね、六万、三万ですか、これがやはり低いところから、この問題が出てくるんじゃないか。昔の恩給というものをもらつておつた人々を考へてみますと、これは生活保護の状況も戦前と戦後と違つておりましたけれども、生活保護より安いものはおそろく考えられなかつたと思ふ。ところが、現実にはそういうことがなつておるものだから、そこで問題が起つておるわけなんです、生活保護より安い恩給、扶助料というものは、やはりなくす。ただ、それには実際問題としていろいろな問題があるから、そこへ今度全面的にどうか、多分に取り入れられた年齢別の最低恩給、最低扶助料というものをかなりな程度に考へていくと、老齢年金併給問題にしても、生活保護費よりも安い云々という問題、もよほど変わつてくやしないか。こういうことが、いままで年齢というものが、恩給のほうからいかと邪道というわけじゃないでしようが、どちらかというところ、あまり考へないというのが筋道なんだね。ところが、今度は、実際に合うように政策的配慮だ、恩給局長の言によれば、そういうことを最低について取り入れたのだから、全部はんとは上げてもらいたいという私は思ふけれども、比較的若くして最低を相当大幅に上げる。そうすれば、生活保護よりも安いものを年寄りがもらつて、若い者が生活保護よりも安い恩給をもらつ

ているかどうかということは、これはあまり問題にならぬと思う。年取って、そして恩給なり扶助料でやっておる、しかし生活保護のごやつかいになりたくない、この気持ちもわかると思うんだ。そこで、それを救うには、最低を年齢によって上げるということはぜひ考えてもらいたい、こう思うのですが、この考え方についてはどう思われますか、実際に合うのじゃないかと私は思うのだけれども。

○矢倉政府委員 御高説を拝聴したわけでございますが、御承知のように、確かに恩給が、かつての時代において恩給で生活した実態と、今日恩給で生活する人の実態とを引き比べてみると、満足すべき状態にあるかという点になりますと、先生の御指摘のとおり、なかなか問題がございます。そこで、これをどう解決していくかということ、実は恩給を担当する側としては非常にいろいろな問題に遭遇してくるわけであります。その問題の解決を考えますときに、御承知のように、恩給の基本的な理念として、一応在職という問題がございます。したがって、いわゆる在職年限の非常に短い方を想定いたしますと、実は恩給の本質と触れてくる問題がございます。この点が、たとえは年齢によって考えようということになりますと、恩給を基本的に実は変えていくというかっこうになるのじゃないか、それをいま基本的に変えない範囲でどういう措置をとればいいのかというところが、ことしのいわゆる年齢を加味して、それを一つの政策的な配慮として考えるのは、恩給の本旨にまともなふたつについて課題でないであらう、一つの、恩給政策的に考えた場合に、そういう措置をとることの緊急性というものは、十分に首肯できる。いろいろな諸制度というものは社会的産物でございますので、そういう趣旨から年齢の配慮というものを恩給の基本線の中で生かしていくとしたのがことしの措置でございますが、しかし、いま先生の御指摘のような点についての考え方も、非常に貴重でございますので、今後恩給審議会ではいろいろな問題の討議の中

で、先生の御趣旨の点も十分御検討をわすらわれない、かように考えるわけでございます。ついでにちょっと申し上げておきますが、最低保障の線をお出したいたわけでありましたが、確かに最低保障というものを考えてということ、が、いわゆる恩給の下限というものをある線で維持できますので、したがって最低保障をどういうふうにするか、これにつきまして、今後の御審議をいただこうか、かようにわれわれは考えております。

○細田委員 恩給にいま何歳かということを考えているというのは、本筋からは少し離れている。しかし、やはり現在の実情に即した一つの前進であると思うわけです。したがって、あなたはいまほくがこういう話をしたら、また本筋のほうに、在職年数がどうの、そのときの給与がどうのということをおっしゃるが、最低の増額についても真剣にひとつお取り上げいただいて、審議会等の御意見もあるだろうと思いますが、どうも私いろいろな恩給受給者の要望を聞きますと、そこらで問題を解決する以外にいまの時点では解決はむずかしいのではないかと、かように考えますので、重ねてひとつこの点については御検討いただきたい、かように思うわけであります。

大体これでやめますが、念のために一応伺っておきます。傷病恩給証状等差調査会というものがあって、これは報告が出ておりますが、これらは、内容はけっこうですから、どういうふうに措置をされたか、またされようとしておるか、この点だけ伺っておしまいたします。

○矢倉政府委員 症状等差調査会の御答申が三月末に出まして、私たちはこれをもとにして、症状等差のこれから法改正が実は必要なんでございます。したがって、予算と法の改正の準備の過程に現在入っているわけでございます。今後どういうふうな処置していきますかということ、当然この調査会の結論を尊重しつつ、その中での実現をはかつてまいりたい、かように考えております。

○關谷委員長 次会は、来たる二十二日午前十時から理事会、十時十分から委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十九分散会

昭和四十二年六月二十三日印刷

昭和四十二年六月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局